

育児・介護休業規則等における制度の概要(令和4年4月1日現在)

学校法人崇徳学園

		育児関係	介護関係
休業制度	休業の定義	○ 教職員が、原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業	○ 教職員が、その要介護状態(負傷、疾病または身体上の傷害等により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)にある対象家族を介護するためにする休業
	対象教職員	○ 教職員 ○ 期間雇用者(講師、時間講師、嘱託等)は ・ 勤続1年以上 ・ 子が1歳6カ月(特定の事情がある場合は2歳)に達する日までに雇用期間が終了し、更新されないことが明らかでないこと ○ 対象外の教職員(労使協定による) ・ 勤続1年未満の者	○ 教職員 ○ 期間雇用者(講師、時間講師、嘱託等)は ・ 勤続1年以上 ・ 休業開始予定日から93日を経過する日から6カ月を経過する日までに雇用期間が満了しかつ契約が更新されないことが明らかでないこと ○ 対象外の教職員(労使協定による) ・ 勤続1年未満の者 ・ 93日以内に雇用関係が終了する教職員
	家族の範囲	○ 子(同居し養育する実子または養子)	○ 配偶者、父母、子、配偶者の父母等
	回数	○ 子一人につき、原則として1回 ただし、子の誕生日から8週間以内に父親が取得した最初の育児休業(以下「育休」という)は1回に含めない(父親は再度の取得が可能) ○ 次の事情が生じた場合は、再度の取得が可能 ・ 配偶者が死亡、疾病等によりこの養育が困難になった、離婚により配偶者が子と同居しなくなった、等	○ 対象家族一人につき、要介護状態にいたるごとに介護休業が可能 ただし、対象家族一人につき3回までとする(期間雇用者の場合は例外規定あり)
	期間	○ 原則、子が1歳に達するまでの連続した期間 ・ 母(父)だけでなく父(母)も育休を取得する場合は、子が1歳2カ月に達するまで、父親は1年を上限に、母親は産後休業期間と合わせて1年を限度として育休取得が可能 なお、父母の一方が育休を取得中に他方が育休を取得する場合、2カ月の延長特例あり ・ いずれかの親が育休中で、保育所入所を希望しているが入所できない、配偶者が死亡や疾病等により養育が困難となった等の事情がある場合には、子が1歳6カ月に達するまでの期間、育休取得が可能	○ 対象家族一人につき通算93日の範囲内までの期間 なお、特に事情が認められる場合は1カ月以内の延長を認めることがある
	手続	○ 原則1カ月前までに「育児休業申出書」を理事長または校長に提出する ○ 学園は書面により開始、終了予定日を通知 ○ 開始、終了予定日の繰り上げ、繰り下げが可能	○ 原則2週間前までに「介護休業申出書」を理事長または校長に提出する ○ 学園は書面により開始、終了予定日を通知
	給与等の取扱い	○ 給与は支給しない 賞与は日割り計算する 定昇、退職金の算定期間は1/2で計算する ○ 社会保険被保険者資格は休業中も継続される 私学共済掛金の組合員負担分は免除	○ 給与は支給しない 賞与は日割り計算する 定昇、退職金の算定期間は除外する ○ 社会保険被保険者資格は休業中も継続される 私学共済掛金等の負担分は本人が負担

看 子 護 の 休 暇	制度の内容	○ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員は、1年に5日まで(当該子が2人以上の場合は10日を限度として)、負傷し、疾病にかかった当該子の世話をするため、または予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に看護のための休暇の取得が可能 ○ 給与、賞与、定昇および退職金の算定においては、取得期間は通常勤務をしたものとみなす
	看護休暇	○ 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする教職員は、1年に5日まで(要介護状態の対象家族が2人以上の場合は10日を限度として)、介護等を行うために、年次有給休暇とは別に介護休暇の取得が可能 ○ 給与、賞与、定昇および退職金の算定においては、取得期間は通常勤務をしたものとみなす
	所定外労働の免除	○ 3歳に満たない子を養育する教職員が、その子の養育のために請求した場合には、所定外労働をさせることはない 対象教職員 ○ 3歳に満たない子を養育する教職員 期間 ○ 1回につき、1カ月以上1年以内の期間 手続 ○ 免除開始予定日の1カ月前までに「所定外労働免除請求書」を理事長または校長に提出する ○ 業務の正常な運営に支障がある場合は認められないことがある
時 間 外 労 働 の 制 限	制度の内容	○ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が、その子を養育するために請求した場合は、1カ月につき24時間、1年につき150時間を超えて時間外労働をさせることはない ○ 要介護状態にある家族を介護する教職員が当該家族を介護するために請求した場合も同様とする
	対象教職員	○ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員 ○ 要介護状態にある家族を介護する教職員
	期間 手続	○ 1回につき、1カ月以上1年以内の期間 ○ 制限開始予定日の1カ月前までに「時間外労働制限請求書」を理事長または校長に提出する ○ 業務の正常な運営に支障がある場合は認められないことがある
勤 短 時 務 間	制度の内容	○ 3歳に満たない子を養育する教職員は、所定労働時間を2時間を限度に短縮して勤務できる ○ 要介護状態の家族を介護する教職員は、所定労働時間を2時間を限度に短縮して勤務できる なお、介護短時間勤務は、対象家族一人当たり3年間に2回まで適用を受けることができる
有 特 給 休 暇 別	配偶者の出産	○ 出産予定日の前日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間内において3日
	教職員の出産	○ 出産予定日の6週間前から出産の日以後8週間を経過する日までの期間内において、必要と認める期間